

総税企第36号  
平成29年4月1日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長 殿  
各指定都市議会議長

総務大臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）は平成29年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）は平成30年4月1日）から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## I 総括的事項

平成29年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、我が国経済の成長力の底上げなどの観点から、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うこととした。
- (2) 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲等を行うこととした。
- (3) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成31年3月31日まで延長する等の措置を講ずることとした。
- (4) 居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額の算定方法の導入等を行うこととした。

## II 地方税法の改正に関する事項

### 第1 道府県税の改正に関する事項

#### 1 道府県民税

- (1) 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化することとした（法32⑬⑭、附則33の2②）。
- (2) 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税について、以下の措置を講ずることとした。
  - ア 平成30年度以後の各年度分の所得割の標準税率を2%（改正前4%）に改めること（法35）。
  - イ 平成30年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率及び税額控除の割合等をアに合わせて改めること（法37、37の2①②、附則5①、5の4の2①④、5の5①、6②I、33の2①、33の3①I、34①、34の2①、34の3①、35①③、35の2①、35の2の2①、35の4①、45③、令7の19③）。
  - ウ 指定都市の指定があった場合等の道府県民税の規定の適用の特例について、所要の措置を講ずること（法737の2）。
  - エ 指定都市の区域を包括する道府県は、指定都市に係る平成28年度分及び平成29年度分の道府県民税の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割を除き、標準税率に係る部分に限る。）に係る地方団体の徴収金の額（平成29年度又は平成30年度に払い込まれる一定のものに限る。）の2分の1に相当する額を当該指定都市に対し交付すること（改正法附則5⑦、改正令附則2③～⑨）。
  - オ アにかかわらず、退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率を道府県民税4%、市町村民税6%とし、指定都市の区域を包括する道府県は、当該道府県に払い込まれた退職所得の分離課税に係る所得割に係る地方団体の徴収金の額（当該指定都市に係るものに限る。）の2分の1に相当する額を当該指定都市に対し

交付すること（法附則 7 の 4、令附則 5 の 2）。

- (3) 居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下、その取得期限を 2 年の範囲内で延長することとした（法附則 4 ① I、則附則 2 ①）。
- (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長することとした（法附則 6 ①）。
- (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 3 3 の 3 ④）。
- (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 2 号から第 1 6 号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を 2 年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を 3 年延長することとした（法附則 3 4 の 2 ①②⑨、令附則 1 7 の 2 ④、則附則 1 3 の 3 ⑩⑪）。
- (7) 平成 3 1 年度以後の各年度分の個人の道府県民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について、以下の措置を講ずることとした（法 2 3 ①Ⅷ、3 4 ①）。

ア 配偶者控除

- ① 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとすること。

所得割の納税義務者の 前年の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
9 0 0 万円以下	3 3 万円	3 8 万円
9 0 0 万円超 9 5 0 万円以下	2 2 万円	2 6 万円
9 5 0 万円超 1, 0 0 0 万円以下	1 1 万円	1 3 万円

- ② 前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととすること。

イ 配偶者特別控除

- ① 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を 3 8 万円超 1 2 3 万円以下（改正前 3 8 万円超 7 6 万円未満）とし、その控除額を次のとおりとすること。

- (イ) 前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
3 8 万円超 9 0 万円以下	3 3 万円
9 0 万円超 9 5 万円以下	3 1 万円
9 5 万円超 1 0 0 万円以下	2 6 万円
1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下	2 1 万円
1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下	1 6 万円
1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下	1 1 万円
1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下	6 万円
1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下	3 万円

(ロ) 前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38万円超90万円以下	22万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円
100万円超105万円以下	14万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円
120万円超123万円以下	2万円

(ハ) 前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

② 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、引き続き配偶者特別控除の適用はできないこととする。

- (8) (7)に伴い、平成31年度以後の各年度分の個人の道府県民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとした(法37)。
- (9) 平成31年度以後の各年度分の個人の道府県民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした(法附則35の3の2①②)。
- (10) 個人の道府県民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の所得税等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした(令7の19⑦、則1の17)。
- (11) 医療費控除について、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、医療費控除の適用を受ける者に対し、当該適用に係る医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書を提示し又は提出させることができることとした(則2の2③)。
- (12) 法人の道府県民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした(法53⑫⑬⑭⑯)。
- (13) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした(法55の2①、55の3①～③、55の4①)。

- (14) 法人の道府県民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした（令9の7<sup>㉔</sup>、則3の2<sup>㉔</sup>）。
- (15) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした（法附則8<sup>㉔</sup>⑥）。
- (16) 法人の道府県民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした（法附則8の2の2<sup>㉔</sup>⑤）。
- ア 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。
- イ 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。

## 2 事業税

- (1) 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとするとし、これに伴い、道府県知事が指定する月数の変更手続を定める等の所要の措置を講ずることとした（法72の25<sup>③</sup>⑤、令24の4、24の4の3）。
- (2) 地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中間申告納付をすることを要しないものとするとし（法72の27）。
- (3) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法72の39の2<sup>①</sup>、72の39の3<sup>①</sup>～③、72の39の4<sup>①</sup>）。
- (4) 法人の事業税の分割基準について、次のとおり改めることとした（法72の48、則6の2）。
- ア 電気供給業に係る法人の事業税の分割基準を、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすること。
- ① 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（以下「小売電気事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。） 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

- ② 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」という。）、同項第10号に規定する送電事業（以下「送電事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。）及び同項第12号に規定する特定送配電事業次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。
- (イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電氣的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限る。以下同じ。）の電力の容量（キロワットで表した容量をいう。以下同じ。）に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- (ロ) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- ③ 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（以下「発電事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。
- (イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- (ロ) 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- イ ア②(イ)の電線路の電力の容量の数値の算定については、事業年度終了の日現在における数値によること。
- ウ 2以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う法人（以下「分割法人」という。）が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によるものとする。
- ① 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）以外の事業とを併せて行う場合 ア②に定める分割基準
- ② 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合（①に掲げる場合を除く。）ア③に定める分割基準
- ③ ①及び②に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準
- エ ウの場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、ウにかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とすることを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、ア①から③までに掲げる場合の区分に応じそれぞれア①から③までに定める分割基準に

よるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

- (5) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法72の57の2①、72の57の3①～③）。
- (6) 法人の事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の計算について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（令21①）。
- (7) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとした（法附則9③）。
- (8) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとした（法附則9⑧）。
- (9) 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずることとした（法附則9⑬⑭⑯）。
  - ア 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が100分の2以上であることとの要件に変更すること。
  - イ 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付を必要とすること。
  - ウ 控除する金額について、申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とすること。
- (10) 株式会社民間資金等活用事業推進機構について、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額を銀行法に規定する最低資本金の額（20億円）とする資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則9⑳）。
- (11) 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則9㉑、令附則6の2⑦）。
- (12) 法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした（法附則9の2の2㉒）。
  - ア 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金

の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。

イ 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。

- (13) (4)に伴い、法人の事業税の分割基準に係る特例措置を廃止することとした（法附則9の3）。

### 3 地方消費税

- (1) 地方消費税に係る徴収取扱費について、所要の経過措置を講じた上、次の見直しを行うこととした。

ア 貨物割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）に100分の0.60を乗じて算定する（令35の17①）。

イ 譲渡割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）に100分の0.60を乗じて算定する（令附則6の11①）。

- (2) 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行うこととした。

ア 小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」による「年間商品販売額」の欄の額を控除した額とする（則7の2の9）。

イ 人口で按分する小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（以下「総額の合算額」という。）の割合を30分の7（改正前15分の3）とし、従業者数で按分する総額の合算額の割合を30分の3（改正前15分の2）とする（令35の20）。

### 4 不動産取得税

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法73の4①、令37の9の10）。

- (2) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合（改正前2分の1）に相当する額とすることとした（法73の14⑩）。

- (3) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合（改正前2分の1）に相当する額とすることとした（法73の14⑪）。

- (4) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事

- 業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合（改正前2分の1）に相当する額とすることとした（法73の14⑬）。
- (5) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる不動産に病院、診療所並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する公的介護施設等及び特定民間施設を追加した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則11④、則附則3の2の8）。
- (6) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる不動産に病院、診療所並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する公的介護施設等及び特定民間施設を追加した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則11⑤、則附則3の2の8）。
- (7) 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、小規模特例事業者及び一定の適格特例投資家限定事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産及び不動産特定共同事業契約の細目を定めることとした。（令附則7⑰⑱⑲⑳、則附則3の2の16、則附則3の2の17）
- (8) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる不動産の要件に耐震基準を満たしていることを追加した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則11⑬、令附則7㉑、則附則3の2の16、則附則3の2の17）。
- (9) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則10①）。
- イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則10③）。
- ウ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11①）。
- エ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11③）。
- オ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11⑦）。
- カ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財

の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11⑩）。

キ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11の4①）。

ケ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11の4④）。

コ 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること（法附則51の2②）。

サ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則51の2③）。

(10) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

ア 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象から漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する施設を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11⑩、旧令附則7⑭）。

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる新築貸家住宅の床面積の要件を210平方メートル以下（改正前240平方メートル以下）とし、戸数の要件を10戸以上（改正前5戸以上）とした上、適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11⑫、令附則7⑮⑯）。

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、当該土地の上に新築される当該住宅の床面積の要件を210平方メートル以下（改正前240平方メートル以下）とし、戸数の要件を10戸以上（改正前5戸以上）とした上、適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則11の4③、令附則9の2）。

(11) 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした（法73の2⑤、則7の3の2）。

## 5 自動車取得税

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2①）。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした（法附則12の2②、則附則4の4）。

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (イ) 次のいずれかに該当すること。
    - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- オ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
  - ① 次のいずれかに該当すること。
    - (イ) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - (ロ) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - ② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。
- カ 次に掲げる軽油自動車
  - ① 乗用車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの又は平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの
  - ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (イ) 次のいずれかに該当すること。
      - (一) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
      - (二) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の1

1.5 を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が3.5 tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 平成21年10月1日（車両総重量が12 t以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の1.5 を乗じて得た数値以上であること。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（車両総重量が2.5 t以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2②、則附則4の5①）。

ア 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の1.20を乗じて得た数値以上であること。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の25を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした（法附則12の2の2③、則附則4の5②～⑥）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

① 車両総重量が2.5 tを超え3.5 t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えない

こと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(二) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分

の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2④、則附則4の5⑦～⑨）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

① 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の50を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした（法附則12の2の2⑤、則附則4の5⑩～⑭）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のい

れにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

- (二) 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (7) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2⑥、則附則4の5⑮～⑰）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

① 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- (8) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の75を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした（法附則12の2の2⑦、則附則4の5⑱～㉔）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- (一) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (二) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の1

0.5 を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が 3.5 t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成 28 年軽油重量車基準に適合すること。

(二) 平成 21 年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 100 分の 80 を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 12 の 2 の 2 ⑧、則附則 4 の 5 ㉓～㉕）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(二) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が 2.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(二) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

① 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成 30 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

- (ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (10) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(10)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の4①～⑤、則附則4の6）。
- ア 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
- ① 電気自動車
  - ② (2)イの天然ガス自動車
  - ③ プラグインハイブリッド自動車
  - ④ (2)エのガソリン自動車
  - ⑤ 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）
- (イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。
- (ロ) 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。
- ⑥ (2)オの石油ガス自動車
  - ⑦ (2)カ①の軽油自動車
  - ⑧ (2)カ③の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
- イ 次に掲げる自動車について、取得価額から35万円を控除すること。
- ① (3)又は(4)アのガソリン自動車
  - ② ガソリン自動車（車両総重量が2.5t以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。
  - ③ (4)イ③の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
- ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から25万円を控除すること。
- ① (5)ア又は(6)アのガソリン自動車
  - ② 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
    - (イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
      - (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
      - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
      - (三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。
    - (ロ) 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
      - (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
      - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
      - (三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。
  - ③ (5)イの石油ガス自動車
  - ④ (6)イ③の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
- エ 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。
- ① (7)ア又は(8)アのガソリン自動車
  - ② 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
    - (イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
      - (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
      - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
      - (三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。
    - (ロ) 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
      - (一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
      - (二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
      - (三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
  - ③ (7)イの石油ガス自動車

④ (8)イ③の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

オ 次に掲げる自動車について、取得価額から5万円を控除すること。

① (9)アのガソリン自動車

② 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

(イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(一) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(二) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(三) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

③ (9)イの石油ガス自動車

(11) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の4⑥、則附則4の6の2①②）。

(12) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の4⑦、則附則4の6の2③④）。

(13) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の4⑧、則附則4の6の2⑤⑥）。

(14) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（ウに掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の4⑨、則附則4の6の2⑦～⑫）。

ア 車両総重量が5tを超え12t以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）

であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」と

いう。)のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。)であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (15) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、アに掲げるトラックにあっては平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、イに掲げるトラックにあっては平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした(法附則12の2の4⑩、則附則4の6の2⑬)。

ア 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (16) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日(エに掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした(法附則12の2の4⑪、則附則4の6の2⑭)。

ア 車両総重量が5t以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

エ 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降

に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成  
24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装  
置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (17) 車両総重量が12tを超えるバス等であつて、平成27年8月1日以降に適用される  
べきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保  
全上の技術基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登  
録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたと  
きに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則1  
2の2の4⑫、則附則4の6の2⑮⑯）。
- (18) 非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不  
正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認  
定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一  
般承継人を当該不足額に係る自動車について、第129条第1項に規定する申告書を提  
出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関  
する規定（第132条及び第133条の規定を除く。）を適用すること等の措置を講ず  
ることとした（法附則12の2の5）。
- (19) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動  
車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成31年3  
月31日まで延長することとした（法附則52、則附則4の6の3）。
- (20) (18)に伴い、施行日前の自動車の取得に対して課すべき非課税対象車等に係る自動車  
取得税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の取得者以外の者  
（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動  
車取得税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ず  
ることとした（改正法附則11②～⑤、改正令附則6）。
- (21) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受  
けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係る  
エネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効  
率に100分の140を乗じて得た数値以上であることと見直した上、その適用期限を  
平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2②、則附則4の4⑭  
⑮）。
- (22) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受  
けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分  
の20を乗じて得た率とする特例措置について、次に掲げる自動車を軽減対象に追加し  
た上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2  
の2②、則附則4の5①～③）。
- ア ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- ① 次のいずれかに該当すること。
- (イ) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成  
30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ロ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成

- 17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。
- イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- ① 次のいずれかに該当すること。
- (イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。
- (23) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率にそれぞれ100分の25、100分の40、100分の50、100分の60又は100分の75を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2③～⑦、則附則4の5④～⑭）。
- (24) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であることと見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2⑧、則附則4の5⑮～⑳）。
- (25) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(25)において「環境対応車」という。）であって初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の4①～⑤、則附則4の6）。
- ア 取得価額から45万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の210を乗じて得た数値以上であることと見直すこと。
- イ 取得価額から35万円を控除する特例措置について、次の軽減対象を追加すること。
- ① (22)アのガソリン自動車
- ② ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。
- ③ (22)イの石油ガス自動車

ウ 取得価額から5万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であることと見直すこと。

## 6 軽油引取税

- (1) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとする事とした（法附則12の2の7⑤⑦、則附則4の7⑫）。
- (2) 軽油引取税における元売業者、仮特約業者又は特約業者の指定の申請を個人が行う場合の申請書に係る添付書類のうち、戸籍抄本については、本籍の記載のある住民票の写しに代えることができる事とする事とした（則8の32、8の33、8の34）。

## 7 自動車税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行う事とした（法附則12の3、則附則5の2）。

### ア 環境負荷の小さい自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- ① 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。
- ② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（①の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

### イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗

合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成30年度以後に限る。)に税率の概ね100分の15(バス(一般乗合用のものを除く。))及びトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずること。

① ガソリン自動車又はLPG自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(2) 減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第152条から第154条までの規定を除く。)を適用すること等の措置を講ずることとした(法附則12の4、則附則5の2の2)。

(3) (2)に伴い、平成28年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者(以下「第三者」という。)にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした(改正法附則14②~④、改正令附則7)。

## 第2 市町村税の改正に関する事項

### 1 市町村民税

(1) 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化することとした(法313⑬⑭、附則33の2⑥)。

(2) 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の市町村民税について、以下の措置を講ずることとした。

ア 平成30年度以後の各年度分の所得割の標準税率を8%(改正前6%)に改めること(法314の3)。

イ 平成30年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率及び税額控除の割合等をアに合わせて改めること(法314の6、314の7①②、附則5③、5の4の2⑥⑨、5の5②、6⑤I、33の2⑤、33の3⑤I、34④、34の2④、34の3③、35⑤⑦、35の2⑤、35の2の2⑤、35の4④、45⑥、令48の9の2④)。

ウ 指定都市の指定があった場合等の市町村民税の規定の適用の特例について、所要の措置を講ずること(法737の2)。

(3) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を

講ずることとした（法 321 の 7 の 1 2 ①、321 の 7 の 1 3）。

- (4) 居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下、その取得期限を 2 年の範囲内で延長することとした（法附則 4 ① I、則附則 2 ①）。
- (5) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長することとした（法附則 6 ④）。
- (6) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 33 の 3 ⑧）。
- (7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 1 2 号から第 16 号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を 2 年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を 3 年延長することとした（法附則 34 の 2 ④⑤⑨、令附則 17 の 2 ④、則附則 13 の 3 ⑩⑪）。
- (8) 平成 31 年度以後の各年度分の個人の市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について、以下の措置を講ずることとした（法 292 ①Ⅷ、314 の 2 ①）。

ア 配偶者控除

- ① 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとすること。

所得割の納税義務者の 前年の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	33 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円

- ② 前年の合計所得金額が 1,000 万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととすること。

イ 配偶者特別控除

- ① 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（改正前 38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額を次のとおりとすること。

- (イ) 前年の合計所得金額が 900 万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38 万円超 90 万円以下	33 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

- (ロ) 前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38万円超90万円以下	22万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円
100万円超105万円以下	14万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円
120万円超123万円以下	2万円

- (ハ) 前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

- ② 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、引き続き配偶者特別控除の適用はできないこととする。

- (9) (8)に伴い、平成31年度以後の各年度分の個人の市町村民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとした(法314の6)。
- (10) 平成31年度以後の各年度分の個人の市町村民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした(法附則35の3の2④⑤)。
- (11) 個人の市町村民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の所得税等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした(令48の9の2⑧、則1の17)。
- (12) 医療費控除について、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、医療費控除の適用を受ける者に対し、当該適用に係る医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書を提示し又は提出させることができることとした(則2の2③)。
- (13) 法人の市町村民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした(法321の8⑫⑬⑭⑯)。
- (14) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした(法321の11の2①、321の11の3①)。

- (15) 法人の市町村民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした（令48の13⑩、則10の2の4④）。
- (16) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした（法附則8⑤⑥）。
- (17) 法人の市町村民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした（法附則8の2の2⑧⑩）。
- ア 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。
- イ 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。

## 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税とすることとした（法348②、令51の15の9）。
- (2) 一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした（令第52の2）。
- (3) 災害に関する税制上の措置として、以下の措置を講ずることとした。
- ア 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から4年度間はその価格の2分の1とすること（法349の3の4、令52の13の2、則12の3の2）。
- イ 震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から4年度間は、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額すること（法352の3、令52の13の3、則15の4の2、法702の4の2、令56の84の2、則24の29の2）。
- ウ 震災等による被災住宅用地のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、被災年度の翌年度及び翌々年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置を講じているところ、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、被災年度の翌年度から被災後4年度までの各年度において適用すること（法349の3の

- 3)。
- (4) 居住用超高層建築物に係る固定資産税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正することとした（法352②、則15の3の2）
  - (5) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産について、その者が引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準を補助開始日から5年度間はその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした（法附則15④、令附則11④、則附則6⑦）。
  - (6) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を設置から3年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした（法附則15⑤、令附則11⑤）。
  - (7) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前2分の1）を乗じて得た額とすることとした（法349の3⑧）。
  - (8) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前2分の1）を乗じて得た額とすることとした（法349の3⑨）。
  - (9) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前2分の1）を乗じて得た額とすることとした（法349の3⑩）。
  - (10) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に係る補助金を追加した上、その対象資産の取得期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則15④、則附則6⑤）。
  - (11) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る

- る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、一定の補助金を追加することとした（則附則 6 ④）。
- (12) 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象区域に同法に規定する雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を加えた上、その対象資産の取得期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 1 5 ③、則附則 6 ⑤）。
- (13) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に工具、器具及び備品並びに建物附属設備のうち一定のものを追加することとした（法附則 1 5 ④、令附則 1 1 ④、則附則 6 ⑥⑦）。
- (14) 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、当該耐震改修が行われた年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から 3 分の 2（当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物であったものについては、当該年度分の固定資産税額から 3 分の 2、当該年度の翌年度分の固定資産税額から 2 分の 1）に相当する額を減額することとした（法附則 1 5 の 9 の 2 ①～③、令附則 1 2 ④⑤⑥⑦、則附則 7 ⑧）。
- (15) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、当該改修工事が行われた年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から 3 分の 2 に相当する額を減額することとした（法附則 1 5 の 9 の 2 ④～⑦、令附則 1 2 ⑧⑨⑩、則附則 7 ⑪）。
- (16) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 4 ②）。
- イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで延長すること（附則 1 5 ④）。
- ウ 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 5 ⑥）。
- エ 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 5 ⑩）。
- オ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 5 ⑫）。

- カ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15㉑）。
- キ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年度分まで延長すること（法附則15㉒）。
- ク 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15㉓）。
- ケ 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること（法附則15㉔）。
- コ 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15㉕）。
- サ 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年度分まで延長すること（法附則15の2㉖）。
- シ 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年度分まで延長すること（法15の3）。
- ス 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15の8㉗）。
- セ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15の8㉘）。
- ソ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15の10㉙）。
- (17) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
- ア 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備等の要件に一定の政府の補助を受けて取得することを追加した上、その対象資産の取得期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15㉚、則附則6）。

- イ 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産に係る環境要件を厳格化した上で、その取得期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15⑩、則附則6⑳）。
- ウ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産に設備要件（1基当たりの発電容量が10キロワット以上）を追加した上、その取得期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15㉓、則附則6㉔）。
- エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産となる新築貸家住宅の床面積の要件を210平方メートル以下（改正前280平方メートル以下）とし、戸数の要件を10戸以上（改正前5戸以上）とした上、その新築期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則15の8④、令附則12㉑）。
- (18) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。
- ア 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉗、旧令附則11㉘、旧則附則6㉙）
- イ 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉚）
- ウ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉜、旧則附則6㉝）
- (19) その他所要の規定の整備を行うこととした。

### 3 軽自動車税

- (1) 平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講ずることとした（法附則30、則附則8の3の4）。
- ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。
- イ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減すること。
- ① エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの
- ② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30

年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

ウ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね100分の25を軽減すること。

① エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

(2) 減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第447条から第449条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずることとした（法附則30の2、則附則8の4）。

(3) (2)に伴い、平成28年度分までの軽自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした（改正法附則18②～④、改正令附則10）。

#### 4 事業所税

(1) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する施設について、その者が補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、その課税標準を4分の3控除する措置を講ずることとした（法附則33⑥、則附則12の3④）。

(2) 次のとおり課税標準の特例措置を延長することとした。

ア 沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則33②）。

イ 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則33③）。

ウ 沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた

国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則33④）。

- (3) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象施設から体育館、遊漁船等利用施設及び釣り場を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした（法附則33①、則附則12の3①）。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 5 国民健康保険税

- (1) 国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険税について、以下の措置を講ずることとした（法703の4①～⑩、⑫～⑮、⑰～⑳、㉑、㉓）。
  - ア 市町村の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとし、標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額の算定方法を改正すること。
  - イ 標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額に対する標準割合を廃止すること。
- (2) (1)アに伴い、退職被保険者等所属市町村の国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整備を行うこととした（法附則38、38の2①～③、⑤～⑦、⑨）。
- (3) 国民健康保険税の減額の基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27万円（改正前26万円5千円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を49万円（改正前48万円）に引き上げることとした（令56の89①②Ⅱ）。

## 第3 その他

- 1 合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を加えることとした（法11の2）。
- 2 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、地方税法総則に規定することとした。
  - (1) 電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずることとした。
    - ア 電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができること（法22の4①）。
    - イ 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足る状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができるこ

と（法 22 の 4 ②）。

ウ 差押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日（特に必要があつて延長する場合には、通じて60日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができること（法 22 の 6）。

エ 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができること（法 22 の 8）。

オ 臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができること（法 22 の 10）。

(2) 犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとした（法 22 の 3 ①）。

(3) 許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができることとし、その処分をした場合には、その旨を発信人等に通知することとした（法 22 の 5）。

(4) 領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、当該物件等を領置等した当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属することとした（法 22 の 17 ③）。

(5) 許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとした（法 22 の 20 ①）。

(6) その他地方税犯則調査手続について、次の措置を講ずることとした。

ア 犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化すること（法 22 の 3 ①）。

イ 許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこと（法 22 の 4 ④）。

ウ 許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日とその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実を代えて、罪名を記載すること（法 22 の 4 ⑤）。

エ 臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこと（法 22 の 11）。

オ 質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならないこと（法 22 の 12）。

カ 住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち合わせるできないときの代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えること（法 22 の 14 ①②）。

キ 領置等をしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄本を交付するとともに、搜索をした場合において、証拠物等がないときは、搜索を受けた者の請求により、そ

の旨の証明書を交付しなければならないこと（法 22 の 15、22 の 23）。

ク 犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする（法 22 の 19 ①②）。

ケ 臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化すること（法 22 の 22）。

コ 質問に係る調書については、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載しなければならないこと（法 22 の 24 ①）。

(7) 間接地方税に係る犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。

ア 通告に計算違い等の明白な誤りがあるときは、地方団体の長は、職権で、当該通告を更正することができることとする（法 22 の 28 ③）。

イ 通告処分による公訴時効について、中断制度から停止制度に改めた上で、通告を受けた日の翌日から起算して 20 日を経過した時からその進行を始めること（法 22 の 28 ④）。

ウ 通告処分の対象となる犯則事件については、地方団体の長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化すること（法 22 の 30 ①）。

(8) 全ての地方税を地方税犯則調査手続の対象とすることとした。

3 金融機関等における預貯金者等情報について、その管理方法として、各預貯金に係る電磁的記録にその預貯金者等の個人番号又は法人番号を記録するものとするとともに、預貯金等の内容に関する事項の細目を定めることとした（令 6 の 21 の 2、則 1 の 9 の 3）。

### Ⅲ 航空機燃料譲与税法の改正に関する事項

航空機燃料譲与税の譲与割合を 13 分の 2 から 9 分の 2 に引き上げる特例措置の適用期限を平成 31 年度まで延長することとした（航空機燃料譲与税法附則②）

### Ⅳ 特記事項

1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることに伴い、市町村長は、情報提供ネットワークシステムを使用し地方税関係情報を提供することとなるため、正確かつ適切に情報提供ができるよう、所要の環境整備に万全を期すこと。

- 3 本年度改正において、Ⅱの第1の4(2)から(4)まで及び第2の2(5)から(9)までの特例措置について「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」（以下「わがまち特例」という。）を導入することとなったので、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。
- (1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る固定資産税及び都市計画税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。
- (2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。
- 4 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやしくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。
- 5 本年度改正に係る事項のうち、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲、地方税犯則調査手続の見直し等に関する地方税法施行令等の改正は、別途行う予定であること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧法」：地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）による改正前の地方税法施行規則

「改正法」：地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）

「改正令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）